

3. 犯罪のこと

問い合わせ先…岐阜県飛騨警察署 住所:飛騨市古川町朝開町 1401

☎0577-73-0110

◆サイバー犯罪

近年、外国人組織によるオンラインショッピングでの詐欺事件やインターネットバンキングでの不正送金事件が多発しています。警察が検挙した事件を分析した結果、来日外国人が犯罪組織の誘いに乗りアルバイト感覚で犯罪に加担していることが分かりました。

「いいアルバイトがある」、「商品を受け取るだけ」、「現金を引き出すだけ」、「口座を作って渡せばお金になる」など、甘い言葉を使った誘いには乗らないようにしましょう。

事件に加担してしまい逮捕された来日外国人は、

「おかしいとは思ったけど、お金が欲しかったので引き受けてしまった」

「帰国する直前だから、バレても大丈夫と言われた」などと話しています。

甘い誘いの裏には、必ず犯罪が潜んでいます。法律で厳しく罰せられます。

【犯罪に加担してしまうケース】

(1)商品の受け取り役

配達商品を受取人になりすまして受け取り、その商品を犯人が指定した場所に転送する。

(2)現金の引き出し役

他の人のキャッシュカードを使って現金を引き出す。

(3)口座売買・譲渡

自分の口座やキャッシュカードを他人に売買、または無償で譲渡する。

◆薬物

日本において、薬物※の所持や使用は犯罪です。

規制薬物は、たとえ少量の所持であっても、個人使用が目的であっても逮捕され、厳しい刑に処せられる可能性があります。

事例1:大麻の所持

ある女性は、個人使用のため海外から少量の大麻を持ち込んだ。日本への入国時に、税関で大麻が発見され、彼女は即座に逮捕された。

事例2:コカインの所持

警察によって、ナイトクラブにおけるコカインの取引が暴かれ、複数の外国人がコカイン所持罪として逮捕された。

事例3:覚せい剤の密輸入

ある女性は、恋人から日本に荷物を運ぶよう頼まれた。日本へ入国したところ、彼女は覚せい剤の密輸入罪で警察に逮捕された。